

お墓の引っ越し

法外なお布施は相談を

(2017年11月21日掲載原稿)

近年少子化や非婚化、核家族化が進み、また子どもが遠方に居住していることなどで、お墓の維持や継承が難しくなった、いわゆる「無縁墓」が問題になりつつあります。

一方で、家族がお参りしやすいようにお墓の引越し、つまり「改葬」を行う人も増えています。

「改葬」には手続きが必要です。勝手にお墓を移転することはできません。

一般的な手続きは、現在の墓地管理者から「埋蔵(埋葬)証明書」を出してもらい、自治体に「改葬許可申請書」を提出し、「改葬許可証」の発行を受けます。この許可証がなければ遺骨を取り出すことはできません。

通常「埋蔵証明書」は、「改葬許可申請書」の所定欄に、墓地管理者が署名、押印する形が多いですが、お寺などの管理者が独自に発行したもので構いません。

申請時には、引っ越し先の「受入証明書」などの提示を求められることもあります。また、証明書や許可証は発行手数料がかかる場合もあるので、事前に確認しましょう。

なお、寺院墓地のお墓を移すにあたり、お寺から法外なお布施を要求され、トラブルになるケースも報告されています。法外な「離檀料」などと称するお布施を請求された場合、お寺の宗派の本山にある宗務院に相談するといいでしょう。

「改葬」の手続きは、自治体によって異なります。事前にお墓がある自治体に問い合わせをしましょう。

このほかにも、地域による風習や、墓石の制限など墓地管理者による決まり事がある場合もあります。遺骨が埋葬されている地域や、新旧の墓地管理者、移転先の地域の情報などを事前に調べておくと良いでしょう。

そして、改葬は親族全体の問題にもなります。手続きを始める前に必ず、親族内で話し合しましょう。